

令和 3 年 7 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 3 年 7 月 26 日 (月) 午後 1 時 31 分～午後 2 時 23 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 飯 塚 信 子	2 番 岩 崎 十三江	3 番 木 村 輝 義
4 番 小 林 利 信	5 番 櫻 井 正 彦	6 番 関 口 裕
7 番 高 野 光 和	8 番 長 澤 修 一	9 番 深 澤 良 朗
10 番 藤 生 定 雄	11 番 星 野 邦 夫	12 番 前 原 卓
13 番 根 岸 始		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

1 番 赤 石 憲 治	2 番 阿 左 美 和 男	3 番 新 井 將 彦
5 番 小 林 和 弘	6 番 斎 藤 悦 子	7 番 鈴 木 伸 一
8 番 高 橋 隆	9 番 武 裕 士	10 番 田 村 範 行
11 番 星 野 憲 三	12 番 松 島 政 治	13 番 森 下 幾 久 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

4 番 金 子 昇

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 荒 井 英 夫	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 下 田 幸 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 3 年 7 月の農業委員会総会を開催

いたします。本日の欠席通告者はございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。それでは、開会に先立ちまして、根岸会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 3 年 7 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 3 年 7 月 26 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7 番：高野 光和 委員」と「8 番：長澤 修一 委員」の両名をお願いいたします。

議事

報告第 1 号

会 長 日程第 1 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番から番号 6 番
(議案書:借人、貸人、土地の表示、合意解約内容、合意解約日の説明)
以上 6 件報告いたします。

1 番～6 番

会 長 番号 1 番から番号 6 番につきましては、報告事項ですので報告のみといたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番から番号3番

(議案書:譲受人、譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)

番号1番。ハウス野菜を中心に農業経営を行っていますが、いどこから申請地を譲り受け、農業経営規模を拡大したく申請するもの。

番号2番。現在、農業をしています。伯父から申請地を譲り受け、農業に一層精進したく申請するもの。

番号3番。現在、ハウスで花を栽培していますが、ハウスに出入りする通路及びハウスを温める燃料タンク置場として共同で使用してきた申請地を買い受け、引き続き使用するため申請するもの。

以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

1番

会長

番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会長

番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会長

番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

会 長 日程第 3 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番から番号 4 番
(議案書:申請人、土地の表示等の説明)
番号 1 番。申請地を通路用地として利用したく申請するもの。始末書添付。
番号 2 番。申現在、現住所に家族と居住していますが、申請地に一般住宅及び創作活動用・絵画教室用のアトリエを建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 15 工区。
番号 3 番。同時申請の一般住宅建築に伴い申請地を道路として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、次の番号 4 番、7 ページ議案第 4 号 番号 9 番、8 ページ番号 10 番と一体での申請です。大間々用水土地改良区第 4 工区。次の番号 4 番の畑、外 2 筆計 200.83 m²と一体利用。次の番号 4 番との農地法第 4 条同時申請となります。
番号 4 番。同時申請の一般住宅建築に伴い申請地を道路として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、上の番号 3 番、7 ページ議案第 4 号、番号 9 番、8 ページ番号 10 番と一体での申請です。大間々用水土地改良区第 4 工区。上の番号 3 番の畑、外 2 筆、計 206.83 m²と一体利用。上の番号 3 番との農地法第 4 条同時申請となります。
以上 4 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

1 番

会 長 番号 1 番については、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 番号 1 番について、笠懸 4 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、木村です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は〇〇の信号を大間々方面より右折し 300 メートルほど進んだところです。先月、審議をいただいた案件と関連した案件です。先月なるべく早く是正の申請を提出していただくといくことで、今回の提出となりました。特別問題はないと思いますが、慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は岩宿駅から約 150m のところに位置しており、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長 番号2番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、高野です。地図の2番をご覧ください。アクセス道路を下っていくと〇〇の信号があります。そこを左折ししばらく進みますと〇〇があります。その十字路を右折し、300メートル南下しまして右手が申請地です。草が生えていましたが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の3番をご覧ください。赤堀今井線を南下しますと〇〇があります。その橋の一手手前のT字路を右折して30メートルほど進むと左手に畑に

入る道が見えてきます。そこを入ったところが申請地です。現在は綺麗に耕してありますし、何ら問題はないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

3番

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号4番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員 2番、岩崎です。地図の4番をご覧ください。3番の土地の隣地です。持ち主が2名いるので申請を分けたと思われれます。慎重審議をよろしくお願いたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

4番

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番は、6 ページ議案第 4 号番号 4 番との農地法第 5 条同時申請案件、番号 2 番は、7 ページ番号 5 番との農地法第 5 条同時申請案件、番号 3 番は 8 ページ番号 13 番との農地法第 5 条同時申請案件、番号 3 番は、8 ページ番号 13 番との農地法第 5 条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよくお願いいたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 5 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 まず最初に 6 ページの番号 1 番から番号 4 番を説明します。
番号 1 番から番号 4 番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)
番号 1 番。現在、借家生活をしていますが、子供が生まれ手狭になってきたため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 6 工区。
番号 2 番。現在、市内で不動産を営んでいますが、申請地は静かな環境にあり住宅地として最適であることから、申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号 3 番。現在、市内で不動産を営んでいますが、閑静で住宅地として最適な申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号 4 番。こちらにつきましては、議案第 3 号番号 1 番の農地法第 5 条計画変更との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが 5 ページにお戻り下さい。
番号 1 番。平成 9 年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずいたところ、申請地に住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。平成 9 年 8 月 18 日に 5 条許可。全部承継。農地法第 5 条同時申請。6 ページをお願いします。
番号 4 番。現在、市外のアパートで生活していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。農地法第 5 条計画変更同時申請。
以上 4 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

1番

会 長

番号1番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員

3番、木村です。地図の5番をご覧ください。太田大間々線を南下し〇〇を過ぎたすぐの曲がり角を右折。300メートルほど進んだT字路を左折し60メートルほど進んだところが申請地です。雑草が多少は生えておりますが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に現実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会 長

番号2番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、高野です。地図の6番をご覧ください。大間々世良田線を南下し右側に〇〇が見える〇〇の信号を左折し200メートル進みます。最初の十字路を右折し100メートル南に下った左手側が申請地です。現地を確認したところ草は生えておりましたが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に現実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号3番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、高野です。地図の7番をご覧ください。アクセス道路を南下しまして、〇〇の信号を右折し500メートルほど進みます。T字路を左折し左手側が申請地です。草は生えておりましたが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

3番

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

4番、議案第3号1番

会 長 番号4番については、議案第3号番号1番の農地法第5条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、高野です。地図の8番をご覧ください。申請地は7番から50~60メートルほ

ど南下した右手側が申請地です。住宅地の一画で特段問題はないと思いますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に議案第3号番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号番号1番について採決をいたします。議案第3号番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第3号番号1番の申請は可決いたします。

会 長 次に番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

事 務 局 7ページをお願いします。番号5番から番号9番について説明します。

番号5番から番号9番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号5番。こちらにつきましては、議案第3号番号2番の農地法第5条計画変更との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、5ページにお戻り下さい。

番号2番。昭和63年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行出来ずいたところ、申請地に住宅を建築したいとの要望があり計画を変更するもの。昭和63年10月17日に5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。7ページをお願いします。

番号5番。現在、市内で不動産業を営んでいますが、交通の便が良く、閑静で住

宅地に適した申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。

番号6番。現在、申請地北側で整骨院を経営していますが、申請地を買い受け、医院併用住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第9工区。

番号7番。現在、市外で不動産業を営んでいますが、閑静で住宅地として最適な申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第9工区。

番号8番。申請地の隣接地でプラスチック成型加工業を営んでいますが、業務拡大に伴い、駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、駐車場として利用したく申請するもの。大間々用水土地改良区第14工区。

番号9番。現在、長男家族と同居していますが、孫が生まれて手狭になってきたため、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、次のページの番号10番、4ページ議案第2号の番号3番、番号4番と一体での申請です。大間々用水土地改良区第4工区。以上5件の審議について、よろしくお願いたします。

5番、議案第3号2番

会 長 番号5番については、議案第3号番号2番の農地法第5条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、高野です。地図の9番をご覧ください。申請地はアクセス道路を南下し〇〇の信号を右折。一つ目の信号を右折し200メートルほど北上した左手側です。住宅地の一面で特に問題はないと思いますので、慎重審議をよろしくお願いたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に議案第3号番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号番号2番について採決をいたします。議案第3号番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 3 号番号 2 番の申請は可決いたします。

会 長 次に番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

6 番

会 長 番号 6 番について、笠懸 7 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、長澤です。地図の 10 番をご覧ください。申請地は大間々世良田線、〇〇の道路西側となります。申請地は草が生えておりましたが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願います。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は笠懸庁舎から約 180m のところに位置しており、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

6 番

会 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

7 番

会 長 番号 7 番について、笠懸 7 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、長澤です。地図の 11 番をご覧ください。10 番の申請地のすぐ西側に隣接した土地となります。雑草が生えておりましたが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願います。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は笠懸庁舎から約 160m のところに位置しており、農地区分は第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

7 番

会 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

8 番

会 長 番号 8 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、岩崎です。地図の 12 番をご覧ください。西鹿田の〇〇の信号と西鹿田の〇〇の信号のちょうど真ん中あたりの道路を入ったところが申請地です。隣が〇〇になっており、駐車場として使用する分には何ら差し障りがないと思われれます。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

8 番

会 長 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

9 番

会 長 番号 9 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、岩崎です。地図の 13 番をご覧ください。宅地として使うぶんには何ら問題はないと思う場所です。現在は綺麗に耕してあります。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

9 番

会 長 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

事務局 8 ページをお願いします。番号 10 番から番号 13 番について説明します。

番号 10 番から番号 13 番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示の説明)

番号 10 番。現在、市内のアパートで生活していますが、交通の便が良く閑静で住宅に適した申請地を買い受け、自己の住宅及び通路として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱に該当するもので、前のページの番号 9 番、4 ページ議案第 2 号の番号 3 番、番号 4 番と一体での申請です。大間々用水土地改良区第 4 工区。

番号 11 番。現在、建設業を営んでいますが、駅や学校に近く、住宅地に適した申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 1 工区。

番号 12 番。現在、市内で不動産業を営んでいますが、学校や市役所などが近く、生活環境に恵まれた申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号 13 番。こちらにつきましては、議案第 3 号番号 3 番の農地法第 5 条計画変更

との同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、5ページにお戻り下さい。

番号3番。平成8年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行出来ずに行ったところ、申請地に太陽光発電施設を設置したいとの要望があり計画を変更するもの。平成8年5月16日許可。全部承継。勢多郡東村土地改良区。農地法第5条同時申請。8ページをお願いします。

番号13番。現在、再生エネルギー事業会社を運営していますが、日当たりが良く平坦な土地で安全性の高い申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。勢多郡東村土地改良区。花輪の宅地外3筆、計304.54㎡と一体利用。農地法第5条計画変更同時申請。以上、4件の審議について、よろしく願いいたします。

10番

会 長

番号10番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、岩崎です。地図の14番をご覧ください。番号9番のすぐ西側の隣接地です。先ほどの説明のとおり住宅には何ら問題はないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

10番

会 長

説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

11番

会 長

番号11番について、大間々9区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、深澤です。申請地は〇〇から真西へ400メートルほどに位置するところです。草が生い茂っていますが、特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく

お願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

11番

会 長 説明が終わりました。番号11番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号11番について採決をいたします。番号11番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号11番の申請は可決いたします。

12番

会 長 番号12番について、大間々12区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、深澤です。地図の16番をご覧ください。〇〇の信号を右に入りまして300メートルほど進んだところを左に入ったところが申請地です。現地は草刈りがしてあって杭も打ってあるので特段問題はないかと思えます。慎重審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

12番

会 長 説明が終わりました。番号12番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号12番について採決をいたします。番号12番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

13 番、議案第 3 号 3 番

会 長 番号 13 番については、議案第 3 号番号 3 番の農地法第 5 条計画変更との同時申請案件でありますので、併せての審議をお願いします。東 3 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、関口です。地図の 17 番をご覧ください。東支所から約 2 キロメートル〇〇方面に向かったところが申請地です。〇〇にあります。申請地の隣地が NTT の交換基地になっております。田んぼは耕作していませんが、草刈りはしている状態です。特に問題はないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。それから事務局にお尋ねします。太陽光発電用地の雨水排水について、一般的にはどのように対策しているのでしょうか。

事務局 太陽光に限らず転用の申請には、土地の利用図を必ず添付してもらいます。太陽光に関しては、パネルの大きさから考えて、その枚数が載せられるかどうか、また国のフィット法(フェンスで囲うこと、標識を立てること等)に適合しているかどうかを確認しています。雨水対策については、利用図の中で確認したり、利用図に記載がなければ、窓口で確認したりしています。自然浸透ということであれば、太陽光の施工業者に確認します。1,000 m²以上であれば、条例の対象になりますので、建築指導課で県の基準に照らし合わせて指導します。今回のケースは 1,000 m²に満たないので、条例の対象外となることから、建築指導課でも雨水対策について確認していません。農業委員会でも自然浸透で問題ないと言われてしまえば、それ以上の指導は行っていないのが現状です。

6 番委員 今回の案件という訳ではないのですが、自然浸透ということで許可しても、実際の工事は、パイプを敷いて市道や国道の側溝あるいは土地改良区の水路まで水を流すという案件があった場合の様に、申請と工事の実態が異なる場合、どこがどのように対応しているのでしょうか。

事務局 農業委員会が許可を出した案件については、工事の進捗と完成の報告はしていただいています。太陽光については、現在は排水の指導までは行っておりませんので、対応について検討したいと思います。

6 番委員 今回の案件とは直接関係がないので、こういった案件については、対応について今後事務局と相談していきます。ありがとうございました。

会 長 事務局としては申請時に雨水対策についてきちんと確認してもらえればと思います。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地

化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。まず最初に議案第3号番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第3号番号3番について採決をいたします。議案第3号番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第3号番号3番の申請は可決いたします。

会 長 次に番号13番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号13番について採決をいたします。番号13番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号13番の申請は可決いたします。

会 長 日程第6議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が3件、再設定が2件ございます。
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権の説明)
以上、新規設定が3件、地積は6,241㎡となります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号3番について採決をいたします。番号1番から番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番は可決いたします。

会 長 次の説明をお願いします。

事 務 局 10 ページをお願いします。再設定が 2 件、地積合計は 5,951 m²になります。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 2 番につきまして、ご意見等
ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 2 番について採決をいたします。番
号 1 番から番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 3 年 7
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 3 年 7 月 26 日 午後 2 時 23 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名捺印する。

議事録署名人

会 長

印

7 番委員

印

8 番委員

印